

【第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の構成（案）について】 ※本資料は、社会保障審議会介護保険部会の基本指針構成を加工（一部項目の記載省略等）したものです

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされており、基本指針は計画策定上のガイドラインの役割を果たすものとなります。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本事項	
一	地域包括ケアシステムの基本理念
1	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2	介護給付等対象サービスの充実・強化
3	在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
4	日常生活を支援する体制の整備
5	高齢者の住まいの安定的な確保
二	2025年及び2040年を見据えた目標
三	医療計画との整合性の確保
四	地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
五	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
六	介護に取り組む家族等への支援の充実
七	認知症施策の推進
1	普及啓発・本人発信支援
2	予防
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5	研究開発・産業促進・国際展開
八	高齢者虐待の防止等
1	広報・普及啓発
2	ネットワーク構築
3	行政間連携
4	相談・支援
★	介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進（新設）
★	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（新設）
九	介護サービス情報の公表
十	効果的・効率的な介護給付の推進
十一	都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
十二	介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
十三	保険者機能強化推進交付金等の活用
十四	災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
一	市町村介護保険事業計画の作成に関する基本事項
1	基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2	要介護者等地域の実態の把握
(一)	被保険者の現状と見込み
(二)	保険給付や地域支援事業の実績把握と分析
(三)	調査の実施
(四)	地域ケア会議等における課題の検討
3	市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
(一)	市町村関係部局相互間の連携
(二)	市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
(三)	被保険者の意見の反映
(四)	都道府県との連携
4	2040年度の推計並びに第9期の目標
5	目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6	日常生活圏域の設定
7	他の計画との関係
8	その他
(一)	計画期間と作成の時期
(二)	公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	
1	日常生活圏域
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
(一)	各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
(二)	各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
3	各年度における地域支援事業の量の見込み
(一)	総合事業の量の見込み
(二)	包括的支援事業の事業量の見込み
4	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定
(一)	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
(二)	介護給付の適正化への取組及び目標設定
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	
1	地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(一)	在宅医療・介護連携の推進
(二)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
(四)	地域ケア会議の推進
(五)	高齢者の居住安定に係る施策との連携
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3	各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
(一)	地域支援事業に要する費用の額
(二)	総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策
(三)	地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
(四)	総合事業の実施状況の調査、分析及び評価
4	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
5	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
(一)	介護給付等対象サービス
(二)	総合事業
(三)	地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化
(★)	高齢者虐待防止対策の推進（新設）
6	認知症施策の推進
(一)	普及啓発・本人発信支援
(二)	予防
(三)	医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
(四)	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
7	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8	地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	市町村独自事業に関する事項
(一)	保健福祉事業に関する事項
(二)	市町村特別給付に関する事項
(三)	一般会計に関する事項
10	療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
11	災害に対する備えの検討
12	感染症に対する備えの検討

★：基本指針の見直し案にて、新項目としての追加が検討されているもの（附番や項目名は未定）